

運営基準の変更点（令和4年4月～）

厚生労働省令の改正により、令和3年度より努力義務であった以下の内容が、令和4年度より義務化されます。

1 障害者虐待防止のさらなる推進

障害者虐待防止の更なる推進のため、以下の項目が令和4年4月から義務化されています。

①虐待防止委員会の設置等の義務化

定期的（年に1回以上）に開催し、検査結果を従業者に対し、周知徹底を図る

②従業者への研修の実施の義務化

研修の定期的（年に複数回）に実施

③虐待防止に係る責任者の設置の義務化

虐待防止委員会や虐待防止研修の定期開催について、適切に実施するための担当者の設置が義務化

①虐待防止委員会の設置等の義務化

【役割】

- ・虐待防止のための計画づくり
- ・虐待防止のチェックとモニタリング
- ・虐待発生時やその疑いが生じた場合、検証結果と再発防止策の検討内容や結果を従業者へ周知

【留意点】

- ・委員会は定期的（年1回以上）に開催し、記録を残すこと
- ・委員の責務及び役割分担を明確にしておくこと
- ・委員会には必ず虐待防止担当者と管理者が参加すること
- ・できる限り外部の第三者を加えること
- ・事業所単位ではなく、法人単位での設置も可能
- ・身体拘束適正化委員会と一体的に設置・運営可能

②従業者への研修の実施の義務化

【研修の実施】

- ・虐待防止委員会が定めた研修プログラムに沿って、定期的に（年1回以上）研修を実施
- ・研修の実施記録（内容、参加者）
- ・新規採用時には虐待防止の研修を実施
- ・研修は関係職員全員に対して行うこと（勤務形態に関わらず、事務や運転等の業務を担う職員も対象）
- ・実施方法は、内部研修と外部研修のどちらでもかまわない。

③虐待防止に係る責任者の設置の義務化

【虐待防止責任者の配置】

- ・相談系サービス※は、相談支援専門員を虐待防止責任者とすることが望ましい。

※相談系サービスは次のとおり

（自立生活援助事業所、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所及び一般相談支援事業所）

2 身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化の更なる推進のため、以下の項目が令和4年4月から義務化されています。

①身体拘束適正化検討委員会の設置等の義務化

定期的な（年1回以上）に開催し、検討結果を従業員に対し、周知徹底を図ることが義務化

②身体拘束等の適正化のための指針の整備

身体拘束等の適正化のための指針の整備が義務化

③従業員への研修の実施の義務化

従業員に対し、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的（年1回以上）に研修の義務化

①身体拘束適正化検討委員会の設置等の義務化

【役割】

- ・身体拘束適正化のための計画づくり
- ・身体拘束適正化のためのチェックとモニタリング
- ・不適切な身体拘束やその疑いが生じた場合、検証結果と再発防止策の検討内容や結果を従業員へ周知

【留意点】

- ・委員会は定期的（年1回以上）に開催し、記録を残すこと
- ・委員の責務及び役割分担を明確にしておくこと
- ・委員会は幅広い職種により構成すること
- ・第三者や専門家を加えることが望ましい。
- ・事業所単位ではなく、法人単位での設置も可能
- ・虐待防止委員会と一体的に設置・運営可能

②身体拘束等の適正化のための指針の整備

【指針の整備】

指針は以下の項目を含めること

- ・身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- ・身体拘束適正化のための職員研修に関する基本的方針
- ・事業所内で発生した身体拘束等の対応に関する基本方針
- ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

③従業員への研修の実施の義務化

【研修の実施】

- ・虐待防止委員会が定めた研修プログラムに沿って、定期的に（年1回以上）研修を実施
- ・研修の実施記録（内容、参加者）
- ・新規採用時には身体拘束等の適正化の研修を実施
- ・研修は関係職員全員に対して行うこと（勤務形態に関わらず、事務や運転等の業務を担う職員も対象）
- ・実施方法は、内部研修と外部研修のどちらでもかまわない。

3 運営規定の変更

運営規定を変更された場合には、変更届の提出が必要です。

変更届を提出されていない場合は令和4年6月30日までに変更届の提出をお願いします。

以下、運営規定の変更例です。

「虐待防止に関する運営規定への定め」

運営規定の変更

(例文)

第〇条

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおりとする。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を〇か月に1回実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための責任者をおく。

「身体拘束等の適正化に関する運営規定への定め」

運営規定の変更

(例文)

第〇条 事業所は、サービス提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次のとおりとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。